

公示番号：160579

国名：モザンビーク

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年9月中旬から2016年12月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	22日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月31日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年9月13日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
------	--------

対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モザンビークでは自由市場経済への移行後の1990年代、国営企業の民営化が一定程度進む中で中小零細企業振興が展開されてきた。1990年代後半には中小零細企業の構造改革プログラムが実施され、約1,200社の中小企業が民営化された。大企業は外資に買収されたのに対し、その他企業は国内資本に買収され、産業構造は再編された。そのなかで、地方における起業家・企業育成のプログラムが開始されたものの、民間セクターへの事業資金支援のための国家予算の財源は軍人や政党関係者へと流れ、地方の産業育成にはつながらなかった。

近年におけるマクロ経済状況としては、サブサハラアフリカの数少ない成功例の一つとも称されるほど、安定的な高成長を維持している。鉱物等の自然資源開発のためのメガプロジェクトにより、大量な外資の急速な流入と輸出の増加が実現し、マクロ経済指標の改善に貢献した。しかし、マクロ経済拡大の勢いに比例するような雇用創出、地方経済へのインパクト、国内における付加価値の創出は進まず、地域間格差の拡大に結びつく原因となった。

他方、モザンビークにおける企業の主な構成は、少数の大企業（外資、国営企業、モザンビーク人エリート層経営）、大多数の登録済み中小零細企業（多くはモザンビーク人経営、資本による）及びインフォーマル零細企業である。登録済みの中小零細企業は約28,000社とされており、全登録企業の98.6%を占めている。これら中小零細企業の多くは、地元の市場に根差す零細企業であり、これら企業は国内およびグローバル市場における競争力の強化に向けた経営マネジメント能力の強化、品質管理技術及び生産性の向上が重要課題となっている。こうした状況下、モザンビークでは、商工省及びその下部組織である中小企業振興機構（IPEME）は、中小零細企業振興策として、国産品の消費促進を目指す”Made in Mozambique”運動等の推進、起業家育成支援、地方特産品の付加価値の向上等に取り組んできた。

その一環としてIPEMEは、日本の地方産業振興の取り組みである「一村一品運動」に着目し、地方の中小企業振興策としてモザンビーク国内への一村一品（CaDUP: Cada Distrito Um Produto (Each District One Product)）事業の導入を決定し、IPEMEが取り組む地方振興及び中小零細企業振興政策の柱としている。2010年から2年間、JICAの個別専門家がIPEMEに派遣され、IPEMEと協働して7グループに対して支援を実施してきた。これにより、モザンビークにおけるCaDUP事業の確立やIPEME内の人材育成が一定程度、進んだ。しかし、依然として、中小零細企業振興施策としてのCaDUP事業は課題が多く、プロセス（体制や手順）などはまだ明確になっておらず、中小零細企業/生産者グループを担当する職員の能力も十分とは言えない。また、支援を行ってきた中小零細企業/生産者グループに関しても、会計などのビジネスに必要な基礎知識やマーケティング、販路の拡大などの面で十分に能力向上しているとは

言えない状況である。

このような背景から、CaDUP 事業実施機関職員が中小零細企業振興を主導し、中小零細企業/生産者グループを育てる能力をつけることを目的として、モザンビーク政府は我が国に対し、技術協力を要請した。この要請に基づき、JICA は 2013 年 1 月より「一村一品運動を通じた地域産業振興プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を実施している。プロジェクト内容は、対象 5 州（マプト州、ガザ州、イニャンバネ州、ナンプラ州、マニカ州）において、同国に適した地方の中小企業振興策としての CaDUP 事業の枠組みの検討・構築、職員の能力強化、中小零細企業への支援を行うことにより、CaDUP 事業の仕組み及び実施体制の構築を図り、同事業の展開により、モザンビーク国の中小零細企業/生産者グループの発展に寄与するものである。

今回実施する終了時評価調査は、2017 年 1 月のプロジェクト終了を控え、モザンビーク側評価団員と合同でプロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

なお、本案件については、一村一品運動を通じた地場産業振興の過程において、ジェンダー配慮にかかる活動を積極的に行っており、実施機関/関係者のジェンダー意識化、女性起業家の支援、ジェンダー配慮を通じた中小零細企業の強化等の活動を行っている。業務従事者は評価グリッドに基づいた 5 項目評価に加え、関係者へのヒアリングの中で、こうしたジェンダー配慮の試みがどのようなインパクトを持っているのかについて分析し、終了時評価調査報告書へまとめる。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2016 年 9 月中旬～9 月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文、英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他モザンビーク側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文又は葡文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2016 年 10 月上旬～10 月中旬）

- ①JICA モザンビーク事務所、プロジェクト専門家等との打合せに参加する。
- ②モザンビーク側プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う（評価グリッドの説明を含む）。
- ③事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクトサイトを訪問してプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。ジェンダー配慮を意識した活動の成果についてもヒアリングに含め、結果を整理する。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びモザンビーク側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、終了時評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びモザンビーク側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文、英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦終了時評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨担当分野に係る現地調査結果を JICA モザンビーク事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2016 年 10 月下旬～11 月下旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③終了時評価調査報告書（案）（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文、英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒香港/シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒モザンビーク⇒ヨハネスブルグ⇒香港/シンガポール⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年10月1日～2016年10月22日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAモザンビーク事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳・翻訳備上

英語⇄葡語の通訳・翻訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

①案件概要、事前評価表、詳細計画策定調査報告書等の情報は以下のウェブサイト上から入手できます。

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1200047/index.html>

②本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (rdga1@jica.go.jp 配布担当：廣瀬) にて配布します。

・ 中間レビュー調査報告書 (案)

・ PDM (最新版)

・ プロジェクト業務進捗報告書

(3) その他

①ポルトガル語能力を有することが望ましい。

②地域開発分野 (一村一品を含む) に係る各種調査及びジェンダー分析経験を有

することが望ましい。

- ③業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、在モザンビーク日本大使館及び同事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、在モザンビーク日本大使館及び同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ⑤本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上